

事前申込制

給与支払者向け

『基礎控除の見直し等に関する説明会』のご案内

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

給与支払者の皆様におかれましては、令和7年分の年末調整から、これらの改正事項を考慮した計算（年末調整事務）を行っていただくことになります。

税務署においては、給与支払者の皆様がスムーズに年末調整事務を行っていただけるよう、説明会（事前申込制・無料）を開催しますので、是非ご参加ください。

説明会開催日程

～説明会の内容（予定）～

- ・所得税の基礎控除の見直し等の概要
- ・質疑応答

（令和7年8月末現在）

開催日	開催時間	定員	開催場所	駐車場
令和7年11月20日(木)	10:00～11:00 (60分)	40名	松江税務署 会議室 (松江市向島町 134 番 10)	(極力公共交通機関をご利用ください)
令和7年11月20日(木)	13:30～14:30 (60分)	40名	松江税務署 会議室 (松江市向島町 134 番 10)	(極力公共交通機関をご利用ください)
令和7年11月21日(金)	10:00～11:00 (60分)	40名	松江税務署 会議室 (松江市向島町 134 番 10)	(極力公共交通機関をご利用ください)
令和7年11月21日(金)	13:30～14:30 (60分)	40名	松江税務署 会議室 (松江市向島町 134 番 10)	(極力公共交通機関をご利用ください)

【予約方法】

説明会に参加を希望される方は、税務署の総合窓口又はお電話により事前の予約をお願いします。

【その他】

上記の説明会は給与支払者向けの内容となります。

説明会のご予約はこちらから

税務署

説明会のご予約を受け付けています。

〒690-8505

松江市向島町 134 番 10

松江税務署 法人課税第4部門

電話 0852-78-0352(ダイヤル)

制度に関するご相談はこちらから

給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター

所得税の基礎控除の見直し等に関する一般的な相談を受け付けています。

0570-02-4562 (ナビダイヤル)

開設期間は令和8年1月30日までの予定です。

受付時間 9:00～17:00 (土日祝日及び12/29～1/3を除く)

※ 対面による個別の相談をご希望の方は、左記の税務署にお電話していただき事前予約をお願いします。

特設サイト

本改正について解説したパンフレット、よくある質問などの情報を入手・閲覧できます。



年末調整がよくわかるページ

年末調整の手順等を解説した動画や年末調整手続の電子化の進め方などを確認できます。



各種様式

年末調整関係の各種様式については、国税庁HPからダウンロード及び出力することができます。



令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について

本改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。
なお、令和7年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

1 基礎控除の見直し

次表のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注))	基礎控除額		
	改正後		改正前
	令和7年分 令和8年分	令和9年分 以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

(注) 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

2 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

3 特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族^(注)を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最大で63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

(注) 居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

4 扶養親族等の所得要件の改正

上記1の基礎控除の改正に伴い、次表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額の要件 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

○「基礎控除の見直し等に関する特設サイト」

を開設しているので、詳しくはそちらをご確認ください。

基礎控除の見直し等に関する特設サイト



○ 令和7年9月16日から令和8年1月30日（期間は予定）に「給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター」を開設する予定です。制度に関する一般的なご相談はそちらへお問い合わせください。

- ・ 電話番号：0570-02-4562（ナビダイヤル）
- ・ 受付時間：9：00～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）